

虎の門病院取材・撮影受入れ実施要領

(趣旨)

1. この要領は、虎の門病院に対する外部機関等による取材・撮影等の申込みに関する必要事項を定めたものである。

(受入条件)

2. 各種メディア・広告代理店・プロダクション等から取材及び写真撮影等の依頼があった場合、下記の条件のいずれかに該当するものについて、受入部署の責任者と協議の上、院長がその可否を決定する。

- 1) 興味本位のものでなく、医療や公衆衛生等の向上に資すると思われるもの
- 2) 公的機関よりの取材によるもの
- 3) 社会的、学問的意義の高いもの
- 4) その他、特に院長が取材等に応じることが適当と認めたもの

(手続)

3. 許可の申請は、院長宛の取材申し込み書と誓約書の提出によるものとする。

(取材上の注意事項)

4. 許可された場合は、次の事項について厳守すること。

- 1) 患者の顔は写さないこと
- 2) 来院者に迷惑を及ぼさないこと
- 3) 病院の業務及び交通の妨げにならないこと
- 4) 病院名を入れる場合は特に明記すること
- 5) その他、取材についての細部事項は病院管理者の指示に従うこと、
又、過去に取材に関する事項に違反した申込者には申込みを受入れできない場合がある

施行日 昭和58年4月1日

改定 平成28年5月1日

改定 平成30年2月1日